

手数料の徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、診断書およびその他証明書の交付に係る手数料の徴収に関する事務を次の通り委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

伊丹市長 中 田 慎 也

記

- 1 指定公金事務取扱者名称及び事務所の所在地  
（住 所）伊丹市千僧1丁目1番地1 いたみ総合保健センター2階  
（会社名等）一般社団法人伊丹市歯科医師会
- 2 委託した公金事務に係る歳入  
伊丹市立口腔保健センター条例第11条に規定する診断書およびその他証明書の交付に係る手数料
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和8年4月1日
- 4 公金事務の委託をした日  
令和8年4月1日

以上